

雇用、福祉、教育等の連携による障害者の就労支援に関する施策  
(平成20年度予算要求事項等)

<第1. 地域の就労支援のネットワークの構築関連>

1. 地域の福祉施設・特別支援学校における、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進  
(「障害者就労支援基盤整備事業」の推進)

A

〔要求額 55 ( 55) 百万円〕

福祉施設、特別支援学校と連携し、福祉施設職員あるいは特別支援学校の生徒と保護者を対象に、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進を図るセミナー、事業所見学会、職場実習のための面接会を実施することを通じて、福祉施設利用者や特別支援学校の生徒の就職促進を図る。

2. 障害者雇用の底上げのための意識改革・支援ネットワーク形成推進事業(新規)

A

〔要求額 234 ( 0) 百万円〕

障害者の一般雇用への移行を促進するため、関係者から国民一般に至るまで幅広い層の意識改革を図るため、インターネットを通じた情報の共有・流通、障害者雇用支援優良企業による積極的な働きかけや働く障害者からのメッセージの発信他地域の事業主集団による意識改革セミナーの開催等により、働く障害者を支援するネットワークを構築・強化し、障害者雇用の取組の推進を図る。

<第2. 地域における各分野の就労支援機関の役割と今後の在り方関連>

～ハローワーク関連～

3. ハローワークを中心とした、地域の関係機関との連携による「チーム支援」(「地域障害者就労支援事業」)の強化等

B, C

〔要求額 1,251 ( 129) 百万円〕

ハローワークが中心となって、地域の福祉施設、特別支援学校等の関係機関と連携して、「障害者就労支援チーム」を編成し、就職から職場定着まで一貫した支援を行う取組(チーム支援)について、関係機関との連絡調整等を担う「就労支援コーディネーター(仮称)」を配置する等、体制・機能の強化を図る。

また、「就職ガイダンス」、「管理選考・就職面接会」の実施により、ハローワークのマッチング機能の充実・強化を図る。

4. 精神障害者の特性に応じた支援策の充実・強化(「精神障害者ステップアップ雇用奨励金(仮称)」の創設等)(新規)

C, D

〔要求額 290 ( 0) 百万円〕

精神障害者の障害特性を踏まえ、一定程度の期間をかけて段階的に就業時間を延長しながら常用雇用を目指すことができる制度（「精神障害者ステップアップ雇用奨励金（仮称）」）を創設するとともに、「精神障害者就職サポーター（仮称）」を配置し、ハローワークにおける精神障害者のカウンセリング機能を強化することにより、精神障害者の雇用促進のための包括的な支援を実施する。

#### 5. 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの推進

C

〔要求額 86（89）百万円〕

ハローワークにおいて、発達障害等の要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている求職者について、その希望や特性に応じた専門支援機関に誘導するとともに、障害者向け専門支援を希望しない者については、きめ細かな就職支援を実施する。

#### 6. 障害者トライアル雇用事業の拡充

D

〔要求額 959（902）百万円〕

事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させて常用雇用へ移行するため、短期間の試行雇用（トライアル雇用）を実施する。

（対象者数 8,000人 → 8,500人）

#### 7. 民間を活用した機動的かつ実践的な職業訓練の推進

D

〔要求額 1,800（1,487）百万円〕

障害者の態様に応じた多様な委託訓練の拡充により職業訓練機会の充実を図るとともに、特別支援学校と連携したより早い段階からの職業能力開発を行い、一般就労に向けた切れ目のない支援を実施する。

（対象者数 6,600人 → 8,150人）

#### 8. 障害求職者と企業とのマッチング支援ツールの整備（新規）

D

〔障害者雇用納付金事業〕

障害者と企業とのミスマッチを解消するため、障害者の適性・能力や適切な支援方法、アピールポイント等を記述できる「障害者マッチングシート（仮称）」を開発するとともに、特に中小企業において、障害者の雇用の体制・条件整備を促進するための「障害者雇用自己診断チェックシート（仮称）」を開発することとする。

### ～障害者就業・生活支援センター関連～

#### 9. 障害者就業・生活支援センター事業の拡充

G, H, I, J

〔要求額 2,812（1,242）百万円〕

障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な相談・支援を行う「障

害者就業・生活支援センター」について、「成長力底上げ戦略」において、全障害保健福祉圏域に設置することとされたこと等を踏まえ、設置か所数を大幅に拡充する。また、センターの支援対象者の増加を踏まえ、実施体制を充実するとともに、職場定着機能を強化する。

- 設置か所数の拡充 135センター → 235センター
- 専門性の高い人材の安定的な確保
- 地域のニーズ及び支援実績等に応じた就業支援担当者の加配
- 職場定着促進のための在職者の交流活動の実施（新規）

**<第2. 地域における各分野の就労支援機関の役割と今後の在り方～地域障害者職業センター関連～及び第3. 就労支援を担う人材の分野横断的な育成・確保の在り方関連>**

**10. 障害者の就労支援を担う人材の育成・確保のあり方に関する調査研究（新規）**

E, F, K, L

[要求額 12 ( 0 ) 百万円]

障害者の就労支援を担う人材の育成・専門性の向上を図るため、雇用、福祉、教育等の各分野で就労支援を担う人材について、分野横断的な育成・確保のあり方について、幅広い見地から検討を行う。

**11. 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援及び養成**

E, L

[高齢・障害者雇用支援機構交付金事業、障害者雇用納付金制度に基づく助成金]

障害者の円滑な就職及び職場適応を図るため、地域障害者職業センター、就労支援ノウハウを有する社会福祉法人等に配置された職場適応援助者（ジョブコーチ）が職場に出向き、事業主と障害者の双方に対して、職場適応のためのきめ細かな支援を行う。

また、ジョブコーチの養成を進めるため、高齢・障害者雇用支援機構における養成研修を実施するとともに、養成ノウハウを有する民間機関が行う養成研修について厚生労働大臣による指定を行う。